

## 議案第52号

四條畷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

次のとおり四條畷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月18日 提出

四條畷市長 錢 谷 翔

### 提案理由

消防庁長官の通知（消防地第644号）で、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正（令和6年政令第394号）が、令和6年12月27日に公布され、令和7年4月1日から施行されるため、四條畷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第2条規定する別表の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市非常勤消防団に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例  
四條畷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第35  
4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

退職報償金支給額表（第2条関係）

（単位 千円）

階級	勤務年数						
	5年以上 10年 未満	10年以上 15年 未満	15年以上 20年 未満	20年以上 25年 未満	25年以上 30年 未満	30年以上 35年 未満	35年以上
団長	239	344	459	594	779	979	1,079
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	789

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の四條畷市消防団員退職報償金支払額表については、令和7年4月1日以降に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によること。